

随意契約理由書

神戸市

件 名	神崎川ポンプ場2号導水ポンプ分解整備
契 約 の 相 手 方	株式会社 日立インダストリアルプロダクツ 関西支店
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 本業務は、運転開始から15年が経過した神崎川ポンプ場2号導水ポンプについて、設備の性能維持・保全を目的に現地および工場にて部品交換や試験調整等の点検整備を行うものである。 ① 分解整備するポンプは「株式会社日立製作所」が独自に製作したものである。 ② 本分解整備に関しては、取替部品の交換や再使用品との調整・取り合いの他、製作図等の技術資料が不可欠である。 ③ これらの技術資料を完備しているのは、「株式会社日立製作所」からポンプ事業を吸収分割により承継した「株式会社日立インダストリアルプロダクツ」のみであり、ポンプ性能を確保するためには技術資料を含め総合技術力を有している上記業者以外では、分解整備が不可能である。 以上の理由により、随意契約を行う。	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	水道局浄水統括事務所上ヶ原浄水事務所 (電話番号0798-52-5678)